資料３

総務省

令和５年度補正・令和６年度予算について

総務省　中国総合通信局　情報通信振興課
有線放送課
陸上課

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

※公募：1/15 開始 ～2/2 〆切

令和6年度予算額(案)：45.0 億円

（令和5年度予算額:42.0億円
令和5年度補正予算額:20.1億円）

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
エ 負担割合：

（自治体の場合）

【離島】*

国	自治体
4／5	1／5

＊光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

国(※1)	自治体
1／2	1／2

(※1)財政力指数0．5以上の自治体は国庫補助率1／3

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国(※2)(※3)	3セク・民間
4／5	1／5

(※2)海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、2／3
(※3)高度化を伴う更新を行う場合、1／2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1／3	2／3

イメージ図

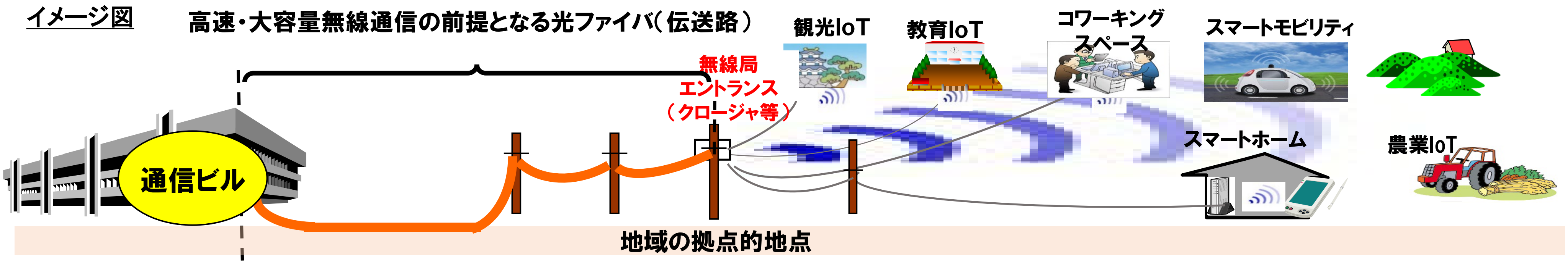

＊新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

〈参考〉高度無線環境整備推進事業　中国管内の活用状況

- 39市町村域において、70事業(直接補助41/間接補助29)により超高速ブロードバンド整備を支援（令和元年度～令和5年9月末現在交付決定分）

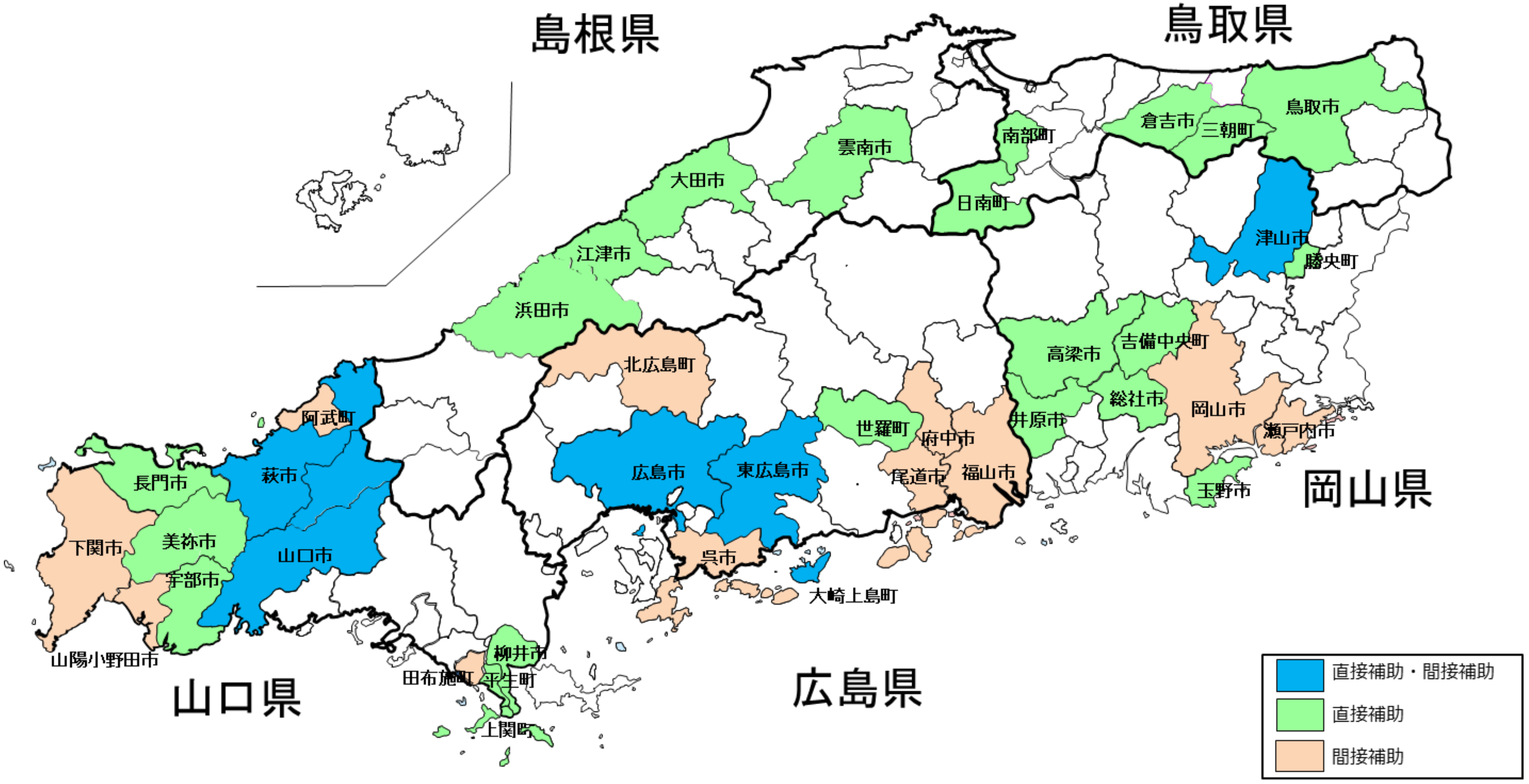

地域デジタル基盤活用推進事業

- デジタル行財政改革にかかる地方公共団体などの取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築支援、②安全な自動運転のために必要な通信の信頼性確保等の検証を含む、先進的なソリューションの実用化支援（実証）、③地域の通信インフラの整備などを通じて伴走型支援を実施。

令和６年度予算額（案）　:　1.99億円
令和５年度補正予算　　　:　47.50億円

好事例の創出・横展開

デジタル実装による地域の課題解決に向けた伴走型支援

①計画策定・推進体制構築支援

- デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対するコンサルティング

新規：都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

②先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進無線システム活用タイプ（仮称）

ローカル５Gをはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた社会実証

自動運転レベル４検証タイプ（仮称）（新規）

遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証

③地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

地域社会DXの推進体制構築支援（調整中）

- 具体的な地域課題を解決するために、まず**地域課題の洗い出しや深掘り、整理**を実施するほか、**具体的な進め方の提案や、地域社会のDX推進体制の構築**まで伴走支援し、デジタル技術による解決策の実証･実装に結びつけるとともに、地方公共団体が自立的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築する。

支援内容

専門家等を市町村に派遣し、地域に密着して、①住民のニーズ調査等を通じた市町村における**地域課題やボトルネックの明確化**、②持続可能なデジタル実装に向けた**具体的な進め方（実証･実装に当たっての課題の解決方法等）の提案**（計画策定含む）、③地域課題解決に係るステークホルダーとの**推進体制の構築支援**等を行う。

※持続可能な取組とするため、都道府県のコミットを前提とし、都道府県・市町村の共同申請を想定。

スケジュール（想定）

R6.1月頃	管理事業者の公募･選定
R6.2～3月頃	支援地域の公募
R6.3月頃	伴走支援事業者の公募･選定
R6.4月頃～	支援の実施

活用イメージ

①推進体制構築支援

STEP 01 課題の整理

地域課題の洗い出し、深掘り、整理

- 自治体が考える課題の整理
- 解決が必要なボトルネックの整理・分析
- 住民ニーズ及び地域特性等の調査・分析　　など

STEP 02 推進体制構築

具体的な進め方の提案、推進体制構築

- デジタルによる課題解決手法の提案
- 持続可能なデジタル実装及び事業継続計画の策定
- 地域における推進体制の構築、事業者等とのマッチング支援　など

※計画策定支援では、課題整理・計画策定等の一部を実施

②実証事業、補助事業等

STEP 03 解決策の実装

課題解決に資する地域DXソリューション導入等

- 課題解決に向けた先進的ソリューションの実証
- 通信インフラの実装
- 地域DX人材の市町村への派遣

STEP 04 改善

地域DX推進後の振り返り

- 地域DX導入後の効果測定・課題探索
- 実装後の運用準備

※支援内容・活用方法は現在調整中のものになります。

実証事業　自動運転レベル4検証タイプ

● 地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル4）の実装・横展開に当たって課題となっている遠隔監視システムその他の**安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保**等に関する検証を実施する。

政府戦略

地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2025年度を目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上の地域で実現するため、研究開発から実証実験、社会実装まで一貫した取組を行うとともに、これに向けて意欲ある全ての地域が同サービスを導入できるようあらゆる施策を講ずる。（『デジタル田園都市国家構想総合戦略』（令和４年12月閣議決定））

実証イメージ

想定される検証項目の例

・交差点における通信
・基地局間のハンドオーバー
・路車間通信の信頼性
・必要な通信帯域幅　　など

スケジュール（想定）	
R6.1月頃	管理事業者の公募・選定
R6.2～3月頃	実証地域の公募・選定
R6.4月頃～	実証の実施

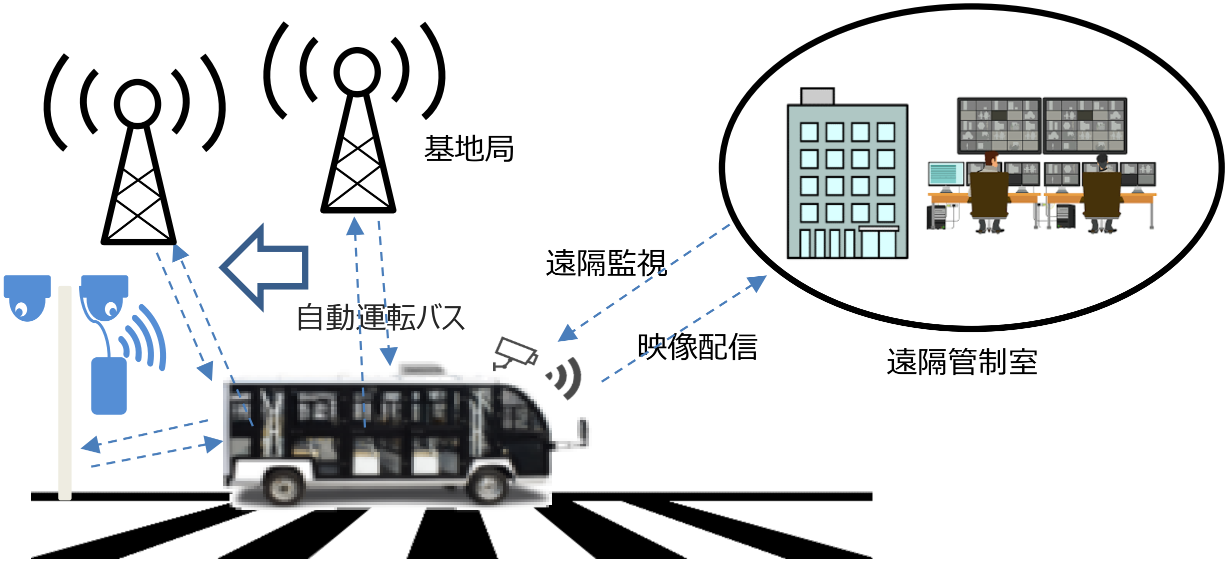

※事業規模・箇所数等の詳細は調整中です。

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業【新規公募】
（旧施策名：「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業）

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、**災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等**による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
- **山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設**について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。

【令和6年度当初予算（案） 12.5億円】
（令和5年度補正予算 24.7億円
令和5年度当初予算 9.0億円）

事業イメージ

※公募：1/15 開始 ～2/2 〆切

○ 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

○ 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助率
（1）市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2
※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1／3
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1／3
（2）第三セクター（承継事業者）：1/3

○ 補助対象経費（下図の赤点線部分）
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※光化と同時に行う辺地共聴施設（同軸ケーブル）のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。

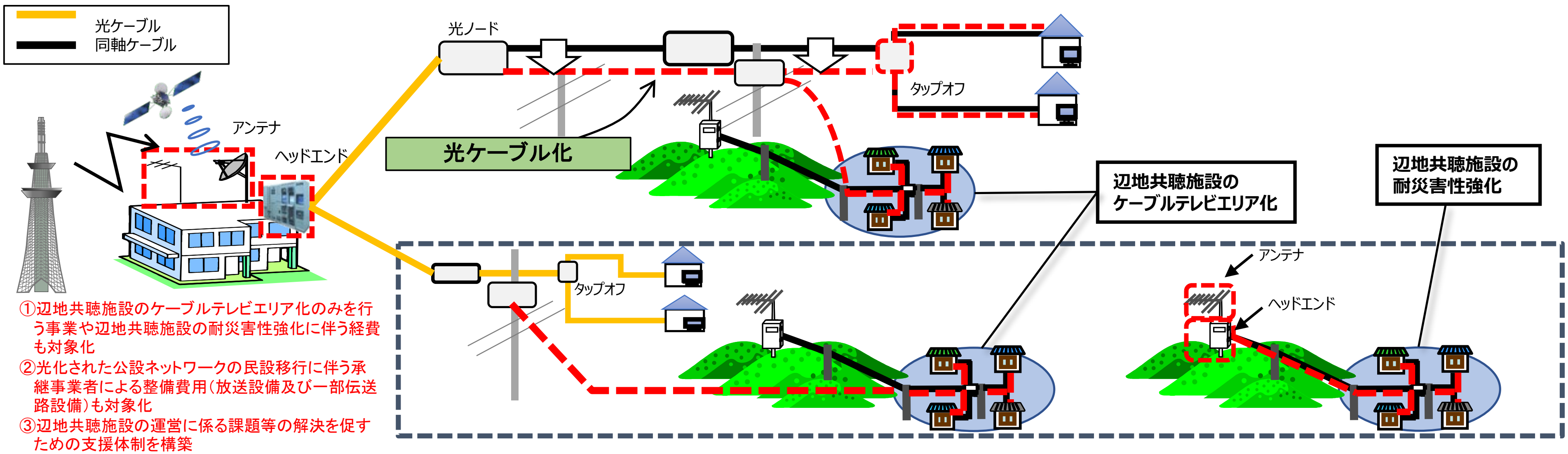

①辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化のみを行う事業や辺地共聴施設の耐災害性強化に伴う経費も対象化
②光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用（放送設備及び一部伝送路設備）も対象化
③辺地共聴施設の運営に係る課題等の解決を促すための支援体制を構築

① 辺地共聴施設の整備に係る支援

- 共聴施設(辺地共聴施設)は、山間部など地形等の問題により地上放送波が届かない地域において、住民組合が共同で受信点(アンテナ)・伝送路等を整備し、地デジ等放送の視聴環境を確保するための施設。
- 同軸ケーブルにより整備した共聴施設については、落雷や豪雨などに対して脆弱性を有していることから、その耐災害性強化を図り、災害時においても安定した放送受信環境の構築を実施するため、**山間地等の地域における共聴施設の光化等に要する費用の一部を補助**する。

事業イメージ

令和６年度当初予算額（案）：12.5億円の内数
令和５年度補正予算額：24.7億円の内数

(1) ケーブルテレビへの移行の場合

○ 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助対象地域
山間部など地デジ中継局の放送エリアの外の地域
（条件不利地域）
※財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助対象
伝送路設備（光ファイバケーブル）、附帯設備等

○ 補助率
(1)自治体　1/2　、　(2)第３セクター　1/3
※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1／3
※光化済みケーブルテレビがエリア化する場合も対象とする【拡充】

(2) 共聴施設の高度化更新の場合【拡充】

○ 事業主体
市町村又は市町村の連携主体

○ 補助対象地域
山間部など地デジ中継局の放送エリアの外の地域
（条件不利地域）
※財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助対象
アンテナ、ヘッドエンド、伝送路設備（光ファイバケーブル）、自営柱、クロージャ、附帯設備等

○ 補助率
1/2
※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1／3

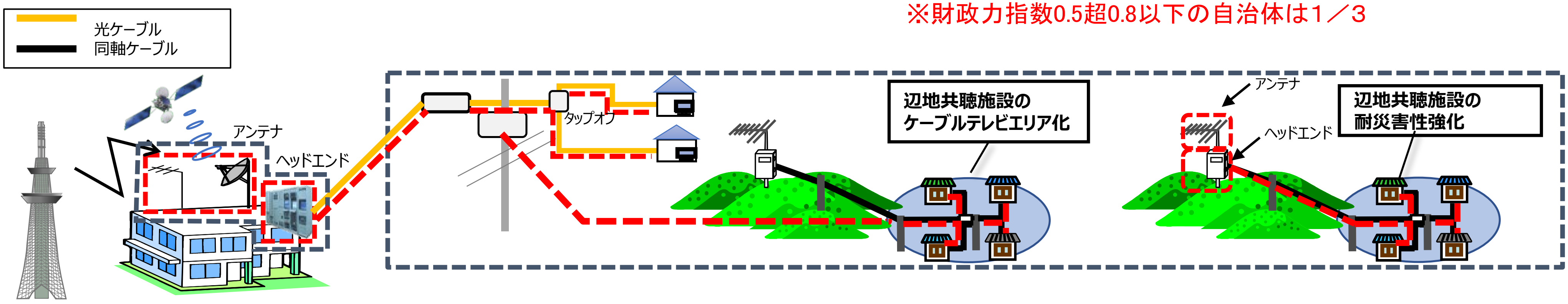

【公設光ファイバ施設の民設移行推進のための補助対象ケースの拡大】

- 近年、公設光ファイバ設備の民設移行を検討している自治体があり、民設移行は自治体の設備更新に係る負担軽減などメリットがあることから、総務省としても支援していくこととしている（※通信部分については高度無線環境整備推進事業で支援策あり）。

○デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）（令和５年４月）
民設移行を要望する地方自治体が早期かつ円滑に民設移行できるよう、放送設備を含む公設設備の民設移行方策の検討（中略）を行う

- ケーブルテレビネットワークの民設移行に関し、本事業において、民間事業者である「承継事業者」が市町村の所有する旧方式のケーブルテレビネットワークの譲渡を受けて光化を行う場合にも支援対象としている。他方、既に光化されているケーブルテレビネットワークを譲渡を受ける場合には、ネットワークのルート変更や設備の再構築が必要な場合であっても支援スキームが存在していない（⇒光化されているネットワークの民設移行）。

- 放送設備を含めた公設設備の民設移行推進のため、光化しているケーブルテレビネットワークを民設移行する際に必要となる経費についても補助対象としたい。

↓

光化されたケーブルテレビネットワークの民設移行推進と更なる耐災害性強化の実現

↓

自治体の行政経費の節減

＜参考＞公設ケーブルテレビ施設の民設移行に係る支援イメージ

イメージ図

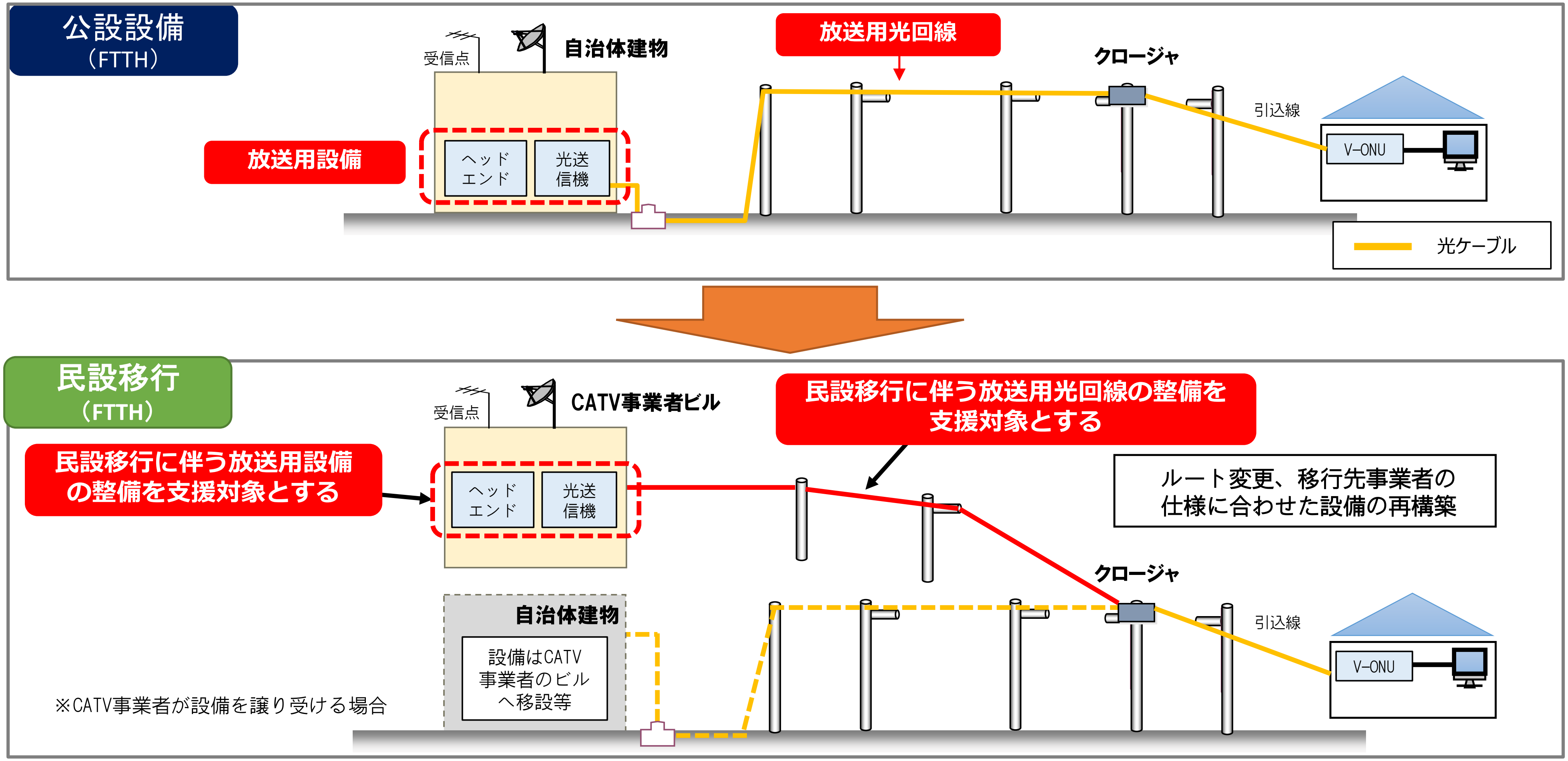

＜参考＞　ケーブルテレビネットワークの光化の支援

○　放送ネットワーク整備支援事業費補助金等、これまで80の補助事業によりケーブルテレビ網の光化を促進

- 平成29年度　ケーブルテレビネットワーク光化促進事業　８事業
- 平成30年度　ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業　４事業
- 令和元年度　ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業　７事業、ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業　３事業
  高度無線環境整備推進事業　4事業
- 令和２年度　ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業　４事業、高度無線環境整備推進事業　２９事業
  「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業　１事業
- 令和３年度　「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業　５事業、高度無線環境整備推進事業　３事業
- 令和４年度　「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業　５事業、高度無線環境整備推進事業　４事業
- 令和５年度　「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業　２事業、高度無線環境整備推進事業　１事業

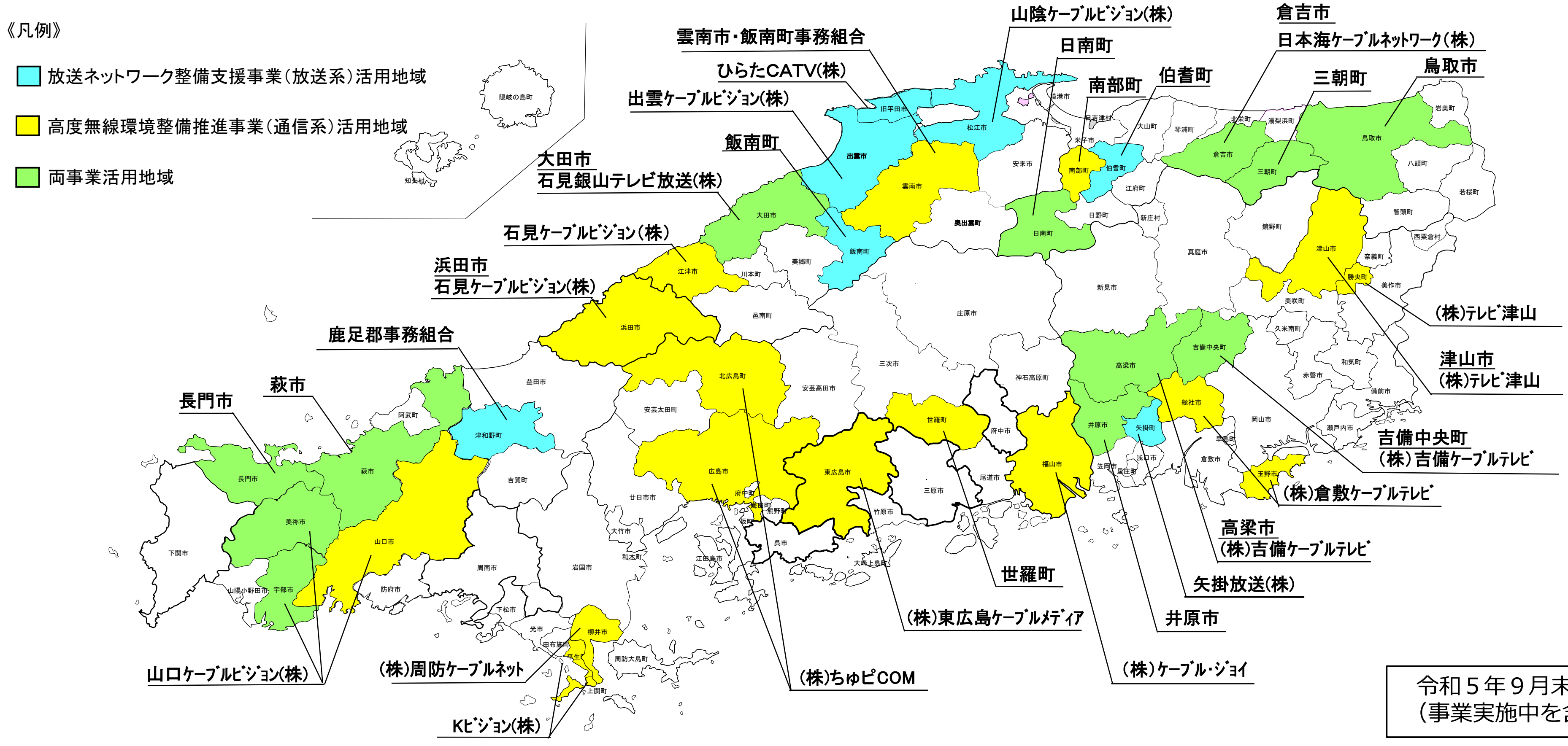

令和５年９月末現在
（事業実施中を含む）

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業【新規公募】

- 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について以下の支援を行う。
  - ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）等
  - ・条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
  - ・監視制御機能の強化等

について、要する費用の一部を補助する。

令和6年度当初予算（案）：0.6億円
（令和5年度予算額：0.6億円）

事業イメージ

※公募：1/15 開始 ～2/2 〆切

○ 補助対象

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
※これらの者から施設の譲渡を受ける等により、
　ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して
　果たす者（承継事業者）を含む。

○ 補助率

⑴市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2
⑵第三セクター（承継事業者）：1/3

○ 補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備　等

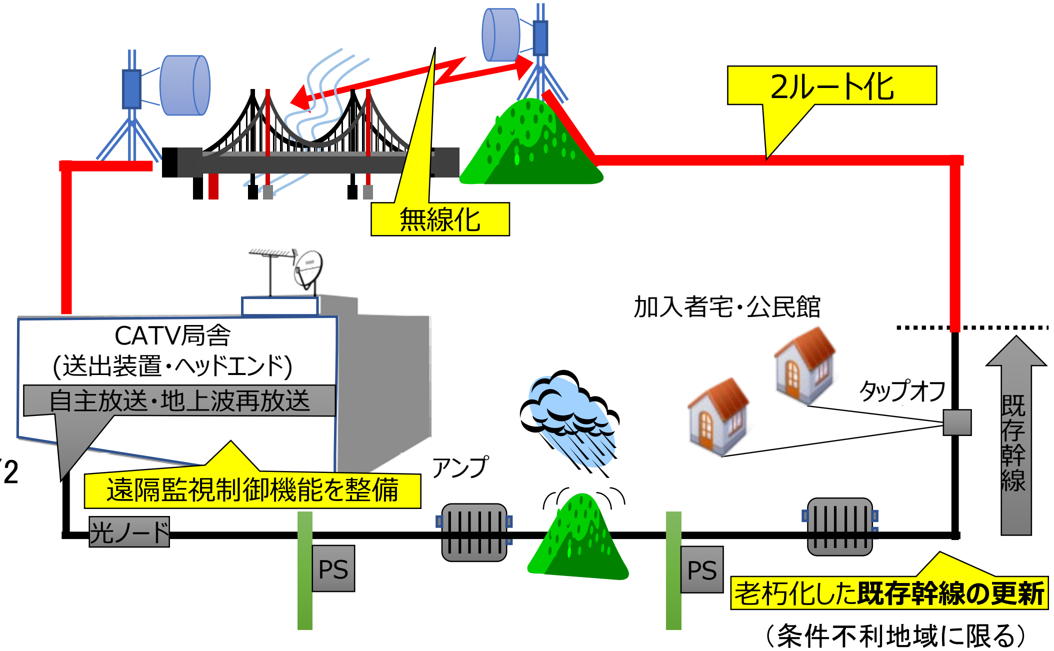

※光ノード…光信号からRF信号への変換装置、アンプ…信号の中継増幅器
PS…給電装置、タップオフ…信号の取り出し口

携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が５G基地局等を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助。

施策の概要

令和6年度予算額(案）23．00億円 （令和5年度予算額 17．98億円）
令和５年度補正予算額 ３９．２３億円

	事業名	事業内容	事業主体	補助率
I	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助 ※既エリア化地域も整備対象 ドローン航路分含む	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※１	事業主体:地方公共団体 【１社整備の場合】 国※２ １/２、都道府県 １/５、市町村※３ ３/１０ 【複数社整備の場合】 国※２ ２/３、都道府県 ２/１５、市町村※３ １/５ ※２:不感地域の1社整備は1/3（令和６年度迄の時限措置）、離島地域の1社整備は3/5、複数社整備は3/4。 ※３:地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
II	高度化施設整備事業	３G・４Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、５G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助 自動運転区間分含む	（同上）	事業主体:無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※４ 【１社整備の場合】 国※２ １/２、無線通信事業者 １/２ 【複数社共同整備等の場合】 国※２ ２/３、無線通信事業者等 １/３ ※４:基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.５以下の市町村
III	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者等 ※１	【圏外解消用 100世帯以上】【高度化無線通信用 １社整備の場合】 国※２ １/２、無線通信事業者等 １/２ 【圏外解消用 100世帯未満】【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 国※２ ２/３、無線通信事業者等 １/３
IV	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 ３/４※５、離島市町村 １/４ ※５:財政力指数0.３未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

※１ 本事業において、インフラシェアリング事業者等とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者（インフラシェアリング事業者）及び同インフラシェアリング事業者との連携主体（無線通信事業者を除く）を指す。
ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。
ドローン航路の通信環境整備を目的とした基地局整備は、条件不利地域の内外を問わない。 注：下線部分は令和７年度までの時限措置

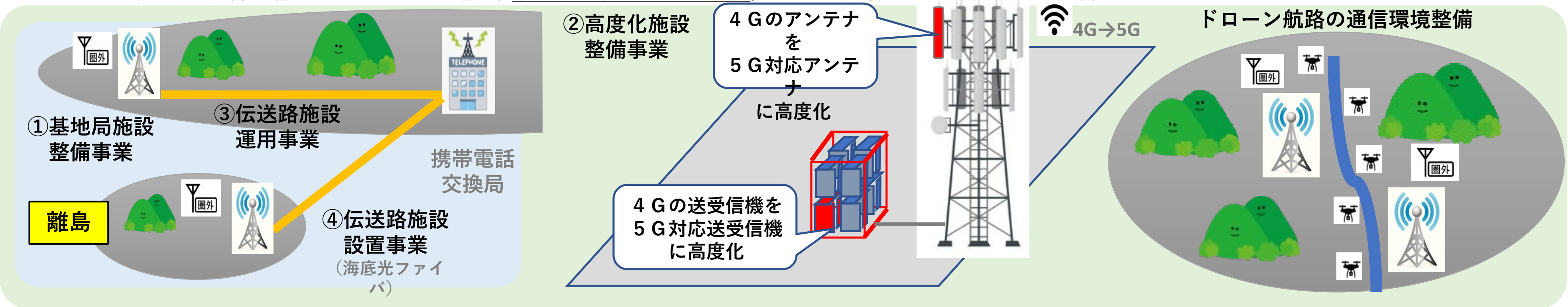

電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

○所要経費（一般会計）

令和6年度予算額（案）　10．00億円

令和5年度予算額　　　　3．99億円

ア　事業主体：一般社団法人等、地方公共団体（都道府県）※１

※1　一般社団法人等が実施する電波遮へい対策事業に参画する場合に限る。

イ　対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル※２　※２　高速、国直轄道、緊急輸送道路

ウ　補助対象：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）

エ　負担割合：（一般社団法人等が事業主体の場合）

【鉄道トンネル※3】

国	鉄道事業者	一般社団法人等
1／3	1／6	1／2

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国	一般社団法人等
1／2	1／2

【緊急輸送道路の道路トンネル※４】

国	一般社団法人等
1／3	2／3

※3　直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は国5／12、一般社団法人等7／12。

※4　高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

（地方公共団体が事業主体の場合）

【緊急輸送道路の道路トンネル※４】

国	地公体	一般社団法人等
1／3	1／6	1／2

オ　イメージ図：

【鉄道トンネル】
＜光基地局方式＞

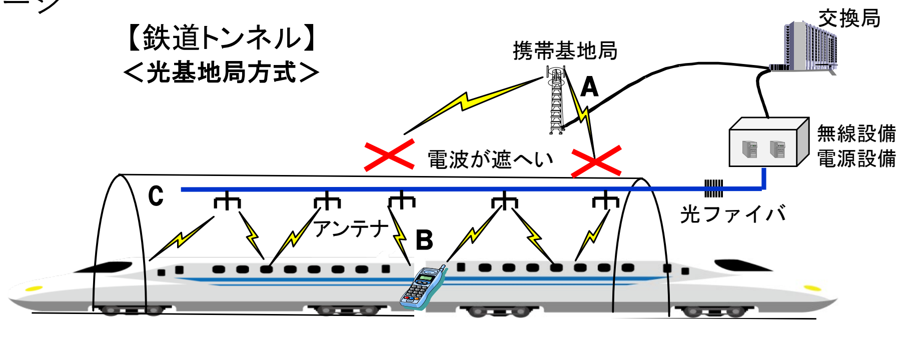

【道路トンネル】
＜吹込み方式＞

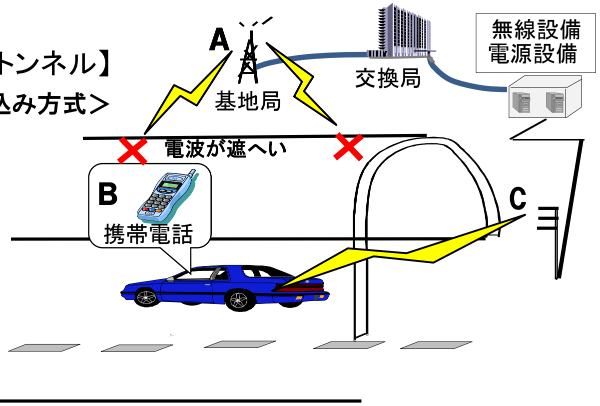

注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。